○皇學館大学における日本学術振興会特別研究員受入規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、皇學館大学（以下「本学」という。）において、研究活動に従事する日本学術振興会特別研究員（学生の身分を有する者及び外国人特別研究員を除く。以下「特別研究員」という。）の受け入れについて、必要な事項を定めるものとする。

（目　的）

第２条　この規程は、特別研究員の受け入れに関し、必要な事項を定めることにより、本学における特別研究員の位置付けを明確にするとともに、特別研究員が行う研究活動の支援を充実させ、本学の学術研究の発展に資することを目的とする。

（資　格）

第３条　特別研究員として受け入れることのできる者は、独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）の特別研究員－SPD、特別研究員－PD、又は特別研究員－RPDに採択された者とする。

（受　入）

第４条　本学に特別研究員として受け入れを希望する者は、日本学術振興会の採用決定後、指導を受けようとする教員（以下「受入研究者」という。）の承諾を得て、当該受入研究者が所属する部局等（各学部、各研究科、教育開発センター又は研究開発推進センター）の長を経由し、学長に日本学術振興会特別研究員受入申請書（様式１）を提出する。

２　学長は、前項の申請があった特別研究員について、本学の教育・研究上支障がない場合、受け入れを許可する。

３　学長は、前項の規定により受け入れを許可したときは、日本学術振興会特別研究員受入許可書（様式２）により申請者に通知する。

（受入期間）

第５条　特別研究員の受け入れ期間は、原則として、日本学術振興会に特別研究員として採用されている期間とする。

（研究活動への従事）

第６条　特別研究員は、日本学術振興会から出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、特別研究員申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、特別研究員は、日本学術振興会が定めた範囲で他の研究に従事することができる。

（待　遇）

第７条　本学は、特別研究員には、給与その他研究活動に要する経費は支給しない。

２　本学が受け入れる特別研究員の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）への応募資格については本学教員の規程に準じる。

３　科研費での出張に伴う旅費の支給については、学校法人皇學館旅費計算基準第４条、及び区分は大学助手（平成19年４月２日以降新規に採用された者）に準じる。

４　本学は特別研究員に対し、必要に応じてメールアドレスを付与する。

５　特別研究員は、研究中の不慮の事故・健康管理に備え、本人の負担により傷害保険に加入するものとする。

⑴　特別研究員の災害上の諸問題及び健康管理は、自己の責任において対処するものとする。

⑵　本学で健康診断を希望する場合には、必要に応じて受診を認める。

６　特別研究員は、その研究を遂行するために必要な本学の施設、諸設備等を本学の教育・研究に支障のない範囲で利用することができる。

⑴　研究室は、受入研究者の研究室又は学科研究室の一部を利用することができる。
⑵　附属図書館での図書の貸し出しについては、貸出数20冊、貸出日数90日を限度とする。
7　特別研究員は、本学の諸規則等を遵守しなければならない。
8　学長は、特別研究員が前項の規定に違反したとき、又は特別研究員としてふさわしくない行為があったときは、本学での研究活動を停止させ、第４条第２項の決定を取り消すことができる。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、研究開発推進センター部門調整会議の議を経て、教学運営会議が行う。

附　則

この規程は、平成26年11月26日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。